

○御嵩町小規模工事等契約希望者登録制度実施要領

平成27年2月12日

訓令甲第4号

改正 令和2年1月8日訓令甲第2号

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する小規模な工事及び修繕（以下これらを「小規模工事等」という。）に係る業者選定の際に、その受注を希望する町内の事業者及び当該事業者が受注を希望する業種（以下「希望業種」という。）を登録した御嵩町小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「希望者名簿」という。）を活用することにより、町内事業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる小規模工事等は、内容が軽易で、その履行の確保が容易であると認められるものであって、かつ、1件あたりの契約金額が80万円未満のものとする。

(登録対象者)

第3条 希望者名簿に登録することができる者は、御嵩町内に主たる事業所を有する者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 御嵩町競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格又は免許等を有しない者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) 御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）別表に掲げる排除措置要件に該当する者

(登録の申請)

第4条 希望者名簿への登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、小規模工事等契約希望者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 登録希望者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本又は個人事業主においては、代表者の身分証明書
- (2) 希望業種を履行するために必要な資格又は免許等を証明する書類の写し
- (3) 町税の納税証明書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(希望業種)

第5条 希望業種は、建設業法（昭和24年法律第100号）で定められた許可業種の中から選択するものとし、希望者名簿には最大3業種まで登録できるものとする。

(登録の受付)

第6条 希望者名簿への登録の受付は、4年に1回定期に行うもの（以下「定期登録」という。）のほか、随時行うもの（以下「随時登録」という。）とする。

(令2訓令甲2・一部改正)

(希望者名簿の有効期間)

第7条 希望者名簿の有効期間は、定期登録にあつては、定期登録年度の翌年度の4月1日から4年間とし、随時登録にあつては、希望者名簿に登載された日から定期登録の有効期間の末日までとする。

(令2訓令甲2・一部改正)

(登録者等の取扱い)

第8条 町長は、第4条第1項に規定する申請書の提出があつた場合にあつては、当該申請書の内容を審査の上、登録の可否を決定し、希望者名簿への登録を認めたときは、事業者及び希望業種を希望者名簿に登録するものとする。

2 町長は、小規模工事等に係る事業者を選定する場合は、希望者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

3 前項の規定は、小規模工事等における入札参加資格者名簿に登録されている者の見積参加を妨げるものではない。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小規模工事等契約希望者登録変更（廃止）届（別記様式第2号）を速やかに町長に提出するものとする。

- (1) 登録事項に変更があるとき。
- (2) 事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 希望者名簿からの抹消を希望するとき。

(登録の取消し)

第10条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 第4条第1項に規定する申請書に虚偽の記載があつたとき。
- (3) 倒産又は破産したとき。

附 則（平成27年訓令甲第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。